

第1部 四国総合通信局の重点施策

2 安心・安全なICT利用環境確保

(1) サイバーセキュリティの強化

「四国サイバーセキュリティネットワーク」の活動を通じて、最新のセキュリティ動向やサイバー攻撃対策に関するセミナーの開催、インシデント演習の実施、サイバーセキュリティに関する情報発信等を進めることで、四国地域でのサイバーセキュリティへの関心が高まり、サイバー空間が安心・安全に利用できるよう取り組みます。

(2) 安心・安全な電気通信サービス利用環境等の確保

(3) 重要無線妨害への混信妨害対策

(4) 安心・安全な電波利用環境の確保

- 四国総合通信局は、「サイバーセキュリティシンポジウム道後実行委員会」（委員長：小林 真也 愛媛大学大学院教授）に参画し、令和4年6月30日・7月1日の2日間、「サイバーセキュリティシンポジウム道後（SEC道後）2022」を開催。

SEC道後2022

SEC道後は、サイバー空間における情報セキュリティの重要性について広く普及・促進を図るとともに、地域におけるサイバーセキュリティ関係の人材育成を目的に開催している。

11回目となった今回は、総務省の基調講演をはじめ、サイバーセキュリティ分野の第一線で活躍されている専門家の方々によるサイバー攻撃の脅威とその対策等に関する講演やパネルディスカッションのほか、ナイトセッションとして、徳島県つるぎ町立半田病院のサイバー攻撃による電子カルテ停止等、関係者の関心の高い内容を取り上げ、熱心な議論が行われた。また、学生研究賞の受賞研究発表会を行い、最優秀研究には四国総合通信局長賞を授与。

また、四国内6箇所（徳島大学、高知工科大学、香川高等専門学校、新居浜工業高等専門学校、弓削商船高等専門学校及び情報通信交流館e-とびあ・かがわ）のサテライト会場において、シンポジウム（一部）の様子をオンライン配信した。

参加者からは「サイバーセキュリティの最新動向を知ることができた」、「3年ぶりの現地開催で交流・意見交換ができ良い機会になった」等の声が寄せられた。

- 【テーマ】 **Cybersecurity for All ～誰ひとり取り残さないセキュリティの確保に向けて～**
- 【主催】 サイバーセキュリティシンポジウム道後 実行委員会
- 【共催・後援・協力】 行政機関（国・自治体）、経済団体、セキュリティ関連団体、テレコム関連団体、教育機関、研究機関 等 29企業・団体
- 【開催方法】 ハイブリッド方式（講演：松山市立子規記念博物館、意見交換会・ナイトセッション：ホテルメルパルク松山）
- 【参加者数】 延べ約1,000名



<会場の様子>



<学生研究賞受賞者等>



<パネルディスカッションの様子>

※ 「SEC道後2023」は、令和5年6月29日・30日の2日間、「地域SECURITYの力でサイバー攻撃と戦う ～情報の共有と対策～」をテーマにハイブリッド形式で開催予定。 <https://www.sec-dogo.jp/>

- 総務省四国総合通信局は、令和5年1月27日（金）に「サイバーセキュリティセミナー2023」◀リアルな事例から学ぶ、サイバー攻撃を意識したBCPの重要性▶を高知市内（ハイブリッド）で開催し、自治体、企業、経済団体・商工団体、病院、大学・高専、警察、国の機関等から、**現地・オンライン計約250名**が参加。
- 最新のサイバー攻撃の動向と対策等に関する講演やリアルな被害事例等を踏まえたパネルディスカッション、実践的サイバー防御演習（CYDER）のデモ展示を実施。

■ 講演 1 「サイバー攻撃の最新動向と対策事例」

国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）
招聘専門員 萩原 健太氏から、サイバー攻撃観測・
分析システムによる観測結果やランサムウェアの被害状
況に加え、セキュリティの大切な視点等についてお話し
いただいた。



■ パネルディスカッション

「ランサムウェア被害事例と求められる対応策」

NICT 萩原氏をコーディネーター、ラック 長谷川 長一氏を
アドバイザー、島根県邑南町 新井 紀弘氏、半田病院 須藤氏、
高知県 本村 優希氏をパネリストとして意見交換を実施。

■ 講演 2 「サイバー攻撃を意識した事業継続計画（BCP）の重要性」

株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン

主席研究員 加藤 智巳氏から、つるぎ町半田病院
事案の発生要因等の解説や、BCPに盛り込むべき初
動対応の例等の紹介をいただいた。



<会場の様子>



<パネルディスカッション>

■ 講演 3 「サイバー攻撃による電子カルテ停止、 当日の対応～災害用BCPは機能したか？」

つるぎ町 病院事業管理者(つるぎ町立半田病院)
須藤 泰史氏から、ランサムウェアによる攻撃を受けた
当日から数日間(急性期)の実体験をもとに、災害用
BCP策定と訓練の有用性、不十分だった点等について、
ご説明いただいた。



■ 実践的サイバー防御演習 （CYDER）デモ展示

NICTが実施するCYDER
（インシデント発生から解決までの
対応手順を学ぶ演習）について、
デモ機を使って参加者が体験。



<デモ展示>

- 総務省四国総合通信局は、令和5年2月20日(月)、企業等の経営層、情報システム運用担当者の方等を対象とした「サイバーインシデント演習in松山」**「備えあれば憂いなし！サイバー攻撃の脅威に負けない組織づくりを」**を開催し、企業、商工団体、大学、警察、国の機関等から**約40名**が参加。
- **擬似的なセキュリティインシデント発生時の対応手順を体験**することにより、組織内の基本方針やルールを考えるなど、サイバー攻撃による被害拡大を最小限にとどめる効果的な対応方法等について理解を深めていただくための講演と演習を実施。

開催概要

- ・日 時 令和5年2月20日(月) 14時～17時
- ・場 所 Progresso eventroom（愛媛県松山市湊町）
- ・対 象 中小企業や団体等の経営層、セキュリティ責任者及び情報システム運用担当者の方 等

プログラム

第1部 講演（1時間）

「サイバー攻撃の情勢及び対応策について」

講師：株式会社川口設計 代表取締役 川口 洋 氏

概要：インシデント事例を紹介しながら、サイバー攻撃による被害拡大を最小限にとどめる対応の流れを解説。

第2部 インシデント演習（2時間）

「セキュリティ事件・事故発生時の効果的な対応について」

概要：講演の内容を踏まえ、参加者によるグループワークを実施。机上演習として疑似的なインシデント発生対応の検討、評価までのサイクルを参加者が互いにディスカッション・意思決定しながら体験。



<川口講師>



<講演の様子>



<インシデント演習の様子>

- 総務省は、サイバー攻撃による被害の拡大を踏まえ、情報通信研究機構（NICT）を通じ、国の機関、地方公共団体及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者等を対象とした体験型の実践的サイバー防衛演習（CYDER※）を全国の総合通信局管内（全国11地域）において、平成29年から実施。

※ CYDER：CYber Defense Exercise with Recurrence（参加申込：<https://cyder.nict.go.jp/>）

令和4年度の実施概要

■ 開催形式

集合形式：全国各地で計100回程度開催（A～Cコース）
 オンライン形式：標準コースは令和4年5月24日～7月19日まで開催
 入門コースは令和5年1月17日～2月24日まで開講

■ 演習内容

受講者は、振り分けられたチーム単位で演習に参加。組織のネットワーク環境を模した大規模仮想LAN環境下で、実機を操作しながらサイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処方法を体験する。

■ 対象者

情報システム担当者、セキュリティ管理者、CSIRT（コンピュータセキュリティに関する事故対応チーム）要員等

コース名(レベル)	主な対象組織	期間		開催エリア	
		事前学習	演習	全体	四国
Aコース(初級)	すべての組織	1時間程度	1日間	全国47都道府県	8/2松山 9/9高松 10/21高知 10/28徳島
B-1コース(中級)	地方公共団体			全国11地域	11/11高松
B-2コース(中級)	国の機関、指定法人、独立行政法人、重要社会基盤事業者等		東京・大阪・名古屋・つば	—	
Cコース(準上級)	すべての組織		2日間	東京	—
オンライン標準コース(初級)	すべての組織		1日間	全国(職場・ご自宅等)	—
オンライン入門コース(入門)	すべての組織			—	—

演習の流れ(実施例)

講義

- 最新のサイバー攻撃事例紹介
- 攻撃に利用されるツールや技術の紹介
- 演習で利用するネットワーク管理ツールや解析ツール等の説明



演習

- 異常の検知、職員への注意喚起
- 不審なファイル解析、現状把握
- 状況のエスカレーション
- 内部感染の端末、原因の調査
- 情報漏洩報告
- これら一連の作業を実機を用いて演習



振り返り

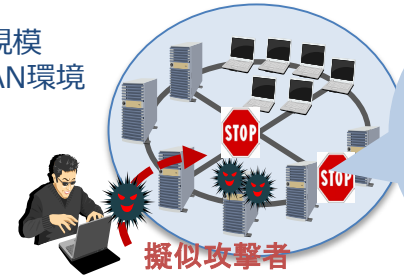
- 演習の振り返り、実機による作業確認
- 管理する際のポイントやベストプラクティス紹介
- 演習で学んだ結果や自組織へのフィードバックについてグループ発表



1日にわたるプログラム

演習のイメージ

大規模仮想LAN環境



サイバー攻撃への対処方法を体得



※令和4年度の新たな取組として、北海道（幌加内町）と高知県（須崎市）にて、近隣の地方公共団体を対象とした「出前CYDER」を実施。また、近畿総合通信局にて、複数会場を結んで同時開催する「CYDERサテライト」を実施。

第1部 四国総合通信局の重点施策

2 安心・安全なICT利用環境確保

(1) サイバーセキュリティの強化

(2) 安心・安全な電気通信サービス利用環境等の確保

青少年や消費者が安心して電気通信サービスを利用できるよう、地域の関係団体との連携を強化し、安心・安全な利用環境の整備、インターネットリテラシーの向上、携帯電話販売代理店の運営の適正化等に取り組めます。

(3) 重要無線妨害への混信妨害対策

(4) 安心・安全な電波利用環境の確保

- 四国総合通信局は、スマートフォンの急速な普及を踏まえ、青少年がインターネットを安心・安全に利用できる環境の整備に向け、各県の教育委員会、PTA、警察等と連携体制を構築。
 - ・ 愛媛県青少年安全・安心ネット利用促進連絡会（主催：四国総合通信局）（H24.12発足）
 - ・ 高知県青少年安全・安心ネット利用促進連絡会（主催：四国総合通信局）（H24.11発足）
 - ・ 徳島県青少年携帯電話対策連絡会議（主催：徳島県）（H25.5から参加）
 - ・ 有害情報等から児童生徒を守るための対策連絡会（主催：香川県教育委員会）（H26.1から参加）

令和4年度 青少年安全・安心ネット利用促進連絡会(愛媛県、高知県)

インターネット上で深刻化している権利侵害(プライバシー侵害や名誉毀損等)等の現状・課題に関する講演を実施するとともに、青少年の安心安全なインターネット利用に資する取組や施策について課題の共有と今後の協働による取組について意見交換を実施。

○開催日等

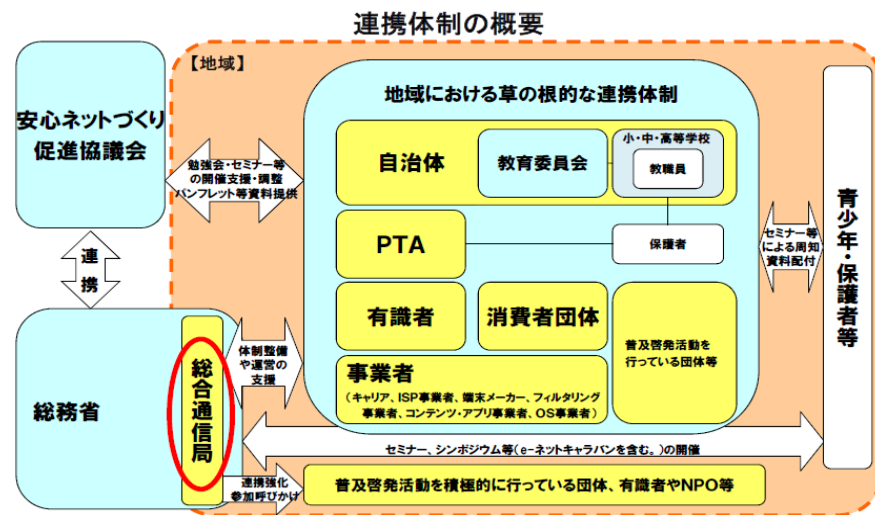
愛媛県青少年安全・安心ネット利用促進連絡会: 令和5年1月26日(木) Web会議

高知県青少年安全・安心ネット利用促進連絡会: 令和5年1月24日(火) Web会議

○主な議題(2県共通)

- ・ 講演「正しく怖がるインターネット」 講師 グリー株式会社 政策企画グループ シニアマネージャー 小木曾 健 氏
- ・ 構成団体からの取組報告、取組に向けた働きかけ 等

<p>愛媛県 (16団体、24名)</p>	<p>愛媛県、愛媛県教育委員会、愛媛県警察本部、愛媛県高等学校PTA連合会、全国携帯電話販売代理店協会、安心ネットづくり促進協議会、NTT西日本、STNet、愛媛CATV、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、LINE、デジタルアーツ、愛媛大学</p>
<p>高知県 (13団体、21名)</p>	<p>高知県、高知県教育委員会、高知市教育委員会、高知県警察本部、高知県小中学校PTA連合会、電気通信事業者協会、全国携帯電話販売代理店協会、安心ネットづくり促進協議会、NTTドコモ、KDDI、楽天モバイル、LINE、デジタルアーツ</p>



- 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、インターネットの「影」の部分の存在も理解し、適切に対応可能とするため、児童・生徒、保護者・教職員等を対象とする出前講座「e-ネット 安心・安全講座」を平成18年度から実施。
- 情報通信分野等の企業・団体と総務省及び文部科学省の協力により全国で開催しており、企業等が講師を派遣（認定講師数 5,000名以上（うち四国管内約200名））。

実施主体	一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）
協力団体	通信事業者等民間団体、公益法人、 国（総務省及び文部科学省）、地方公共団体、その他
対象者	小学生（小3～小6）・中学生・高校生、保護者・教職員等

講座内容

ネット依存、ネットいじめ（誹謗中傷含む）、不確かな情報の拡散、ネット誘引（誘い出し・なりすまし）ネット詐欺等のトラブル事例を用いて予防策・対応策を啓発。

フィルタリングの概要、利便性を伝える講座（e-ネット安心・安全講座Plus）や保護者・教職員等向け講座において若者が使う主要なSNSの解説を行う等プログラムの追加等を行っている。

e-ネットキャラバン実施状況（講座件数）

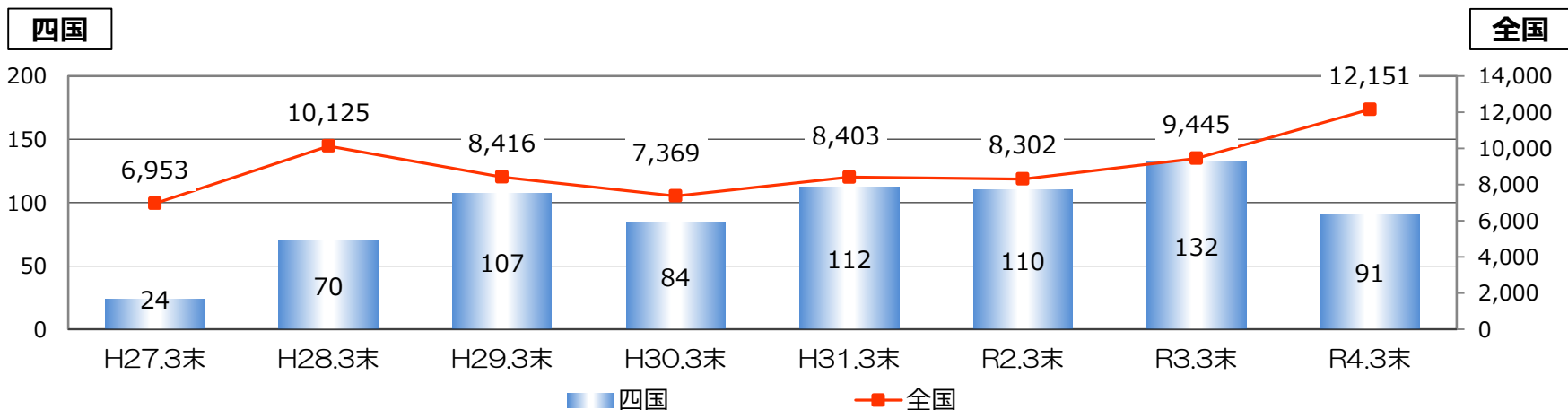
年度	R1	R2	R3	H18～R3 総計
徳島県	13	5	12	96
香川県	7	1	8	171
愛媛県	29	7	13	308
高知県	17	5	7	128
四国	66	18	40	703
全国	2,660	1,208	2,559	26,350

* R2年度はコロナ禍を受けた休校や移動自粛等によるキャンセル等の影響があり減少。

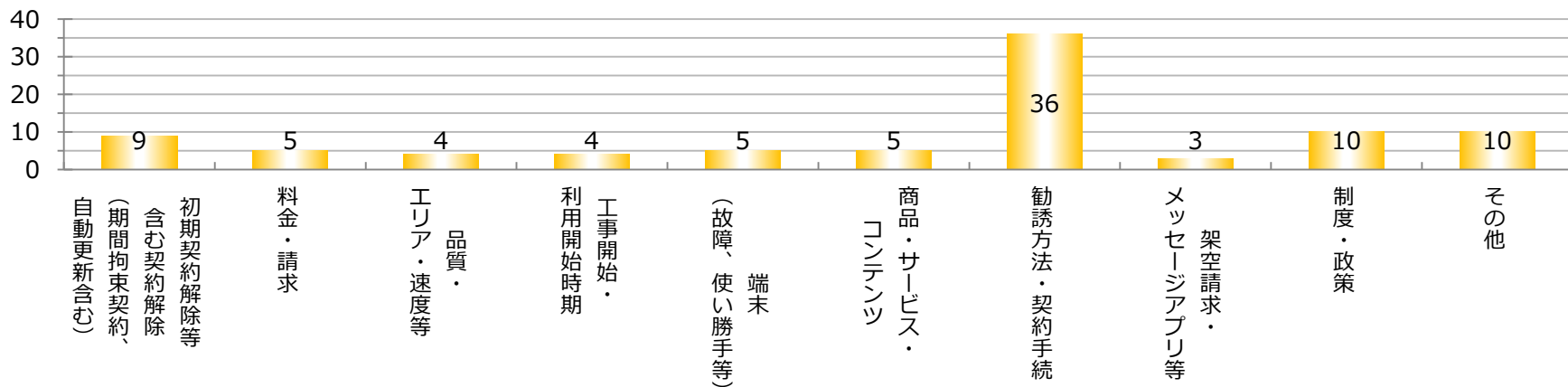
- 消費者が安心して電気通信サービスを利用できる環境を整備するため、平成21年9月に、四国総合通信局、消費生活センター、電気通信事業者等の関係者による定期的な情報・意見交換の場として、「四国電気通信消費者支援連絡会」(座長：小田 敬美 愛媛大学 法文学部教授)を設置。
- 毎年2回(上半期・下半期)を開催し、情報共有や具体的相談事例をもとに意見交換を行い、消費者利益の確保及び電気通信事業の信頼性確保に向け、連携して取り組んでいる。



- 令和3年度に四国総合通信局に寄せられた電気通信サービスに関する苦情・相談件数は91件、前年度から41件減少。
- 電気通信消費者相談センター及び全国の総合通信局等に寄せられた苦情・相談の総受付件数は12,151件で、前年度総受付件数（9,445件）と比べて28.7%増加。



令和3年度 四国総合通信局 苦情相談受付件数（91件）の分類別内訳



○ 販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、販売代理店についての事前届出制度を導入。(R1年10月)

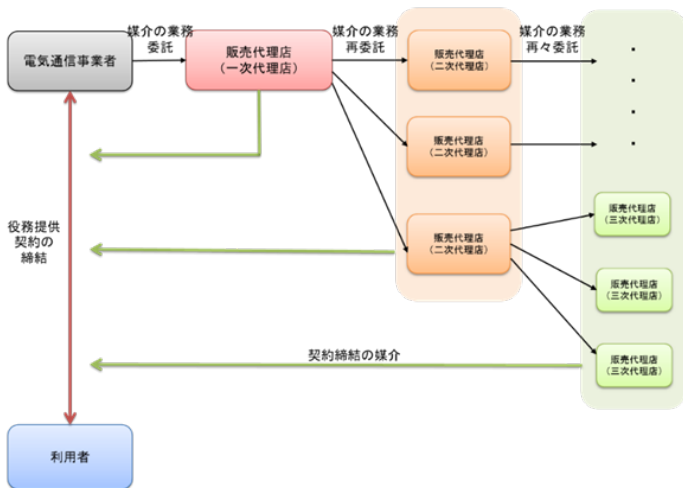
現状・課題

販売代理店への指導は一義的には事業者任せられており※、行政の現状把握が不十分。

■ 現在、行政が販売代理店を迅速・適確に把握する手段がない。

(現在は、一部のみ電気通信事業者(携帯電話サービス、FTTHサービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者)からの報告により把握)

販売代理店の契約関係のイメージ



※ 電気通信事業法第27条の3において、電気通信事業者は、委託先の販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、指導等の措置を講じなければならない旨を規定。

改正法による措置

販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、行政が販売代理店を直接把握するための制度を整備。

■ 一定の通信サービス※の契約の締結の媒介等の業務を行う販売代理店について、総務大臣に対する事前届出制度を導入。

※ 携帯電話サービス、FTTHサービス、ISPサービス、電話サービス等の一般向けサービス

届出事項

- ① 販売代理店の名称・住所・代表者氏名
- ② 取り扱う通信サービスの事業者名等
- ③ 直接の委託元(電気通信事業者又は販売代理店)の名称等
- ④ 取り扱う通信サービスの区分 等

➤ 販売代理店の迅速・的確な把握により、法の規定※の適切な履行の監督及びこれらの違反に係る業務改善命令の円滑な執行を担保。

※ 既存の規定: 提供条件の説明義務、不実告知等の禁止
新たな規定: 改正内容(1)及び(3)

第1部 四国総合通信局の重点施策

2 安心・安全なICT利用環境確保

(1) サイバーセキュリティの強化

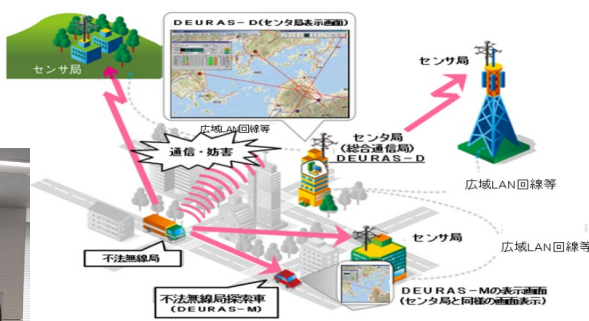
(2) 安心・安全な電気通信サービス利用環境等の確保

(3) 重要無線妨害への混信妨害対策

国民の生命や財産、暮らしを支える重要無線通信に妨害等が発生した場合は、迅速な混信源の特定と妨害の排除に取り組みます。なお、本年のG7広島サミット及び香川・高松都市大臣会合では、体制を確立して特別電波監視を実施します。

(4) 安心・安全な電波利用環境の確保

- DEURASシステムは、各地に設置されたセンサ局(四国管内には22ヶ所)や車両に搭載されたセンサ局を、地方総合通信局等に設置されたセンタ局から遠隔操作することにより、センサ局で受信した電波をモニター(聴音)したり、電波発射源の方位等を測定して、不法無線局の位置等を特定するためのシステムです。
- 遠隔方位測定設備(DEURAS-D)、不法無線局探索車(DEURAS-M)等の各設備を活用して電波監視業務を実施しています。



※ DEURAS = Detect Unlicensed Radio Stations

電波監視システムのイメージ



電波発射源の測定画面



センタ局での電波監視業務実施の様子



センサ局の受信設備



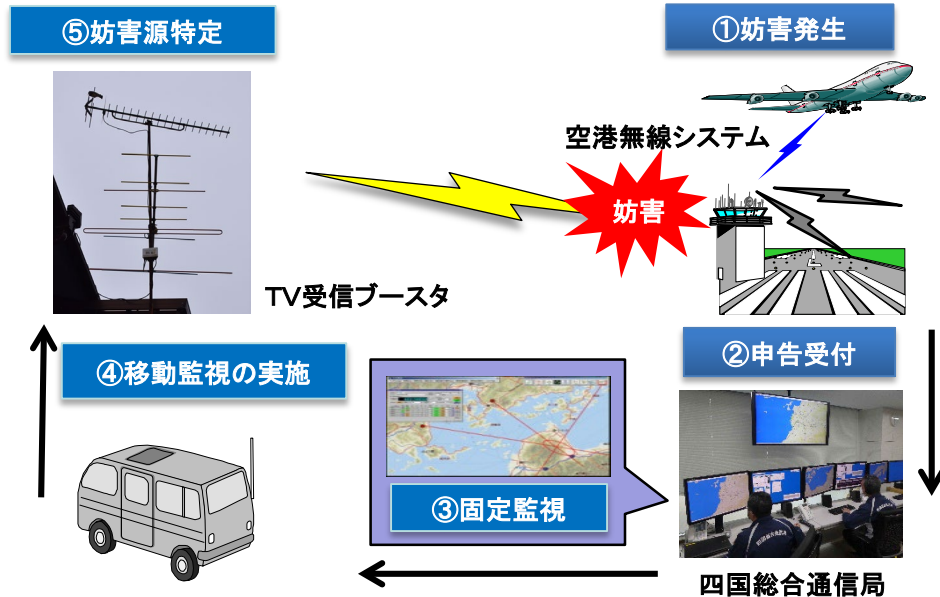
不法無線局探索車の設備

重要無線通信妨害への対応

空港無線システムへの混信妨害

令和3年5月、高松空港の航空管制用の周波数に雑音が入感すると申告を受け、DEURAS-Dによる初動調査及び現地での混信源調査を実施した。

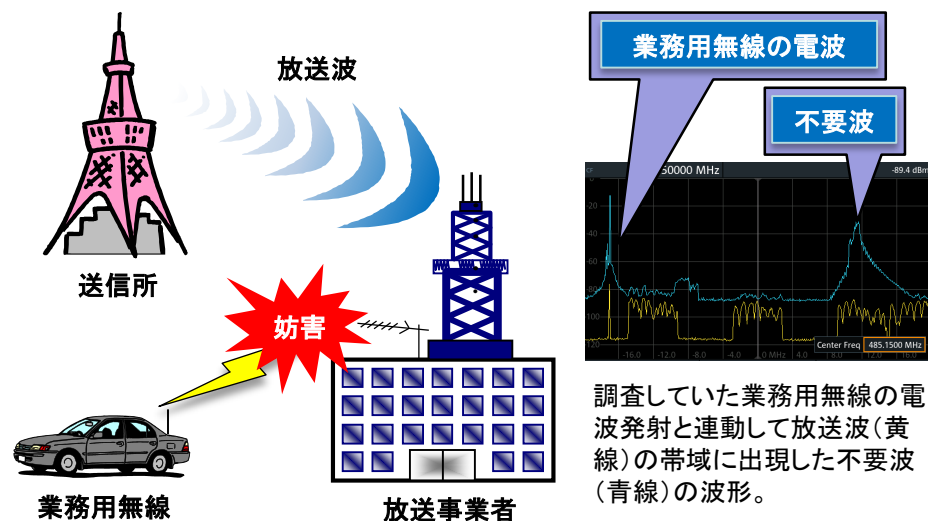
調査の結果、混信源は高松市香南町の民家に設置していたテレビの受信ブースターで、異常発振を起していたことが原因と判明したため、設置者に対し当該設備の使用中止を指導し混信源を排除した。



放送無線システムへの混信妨害

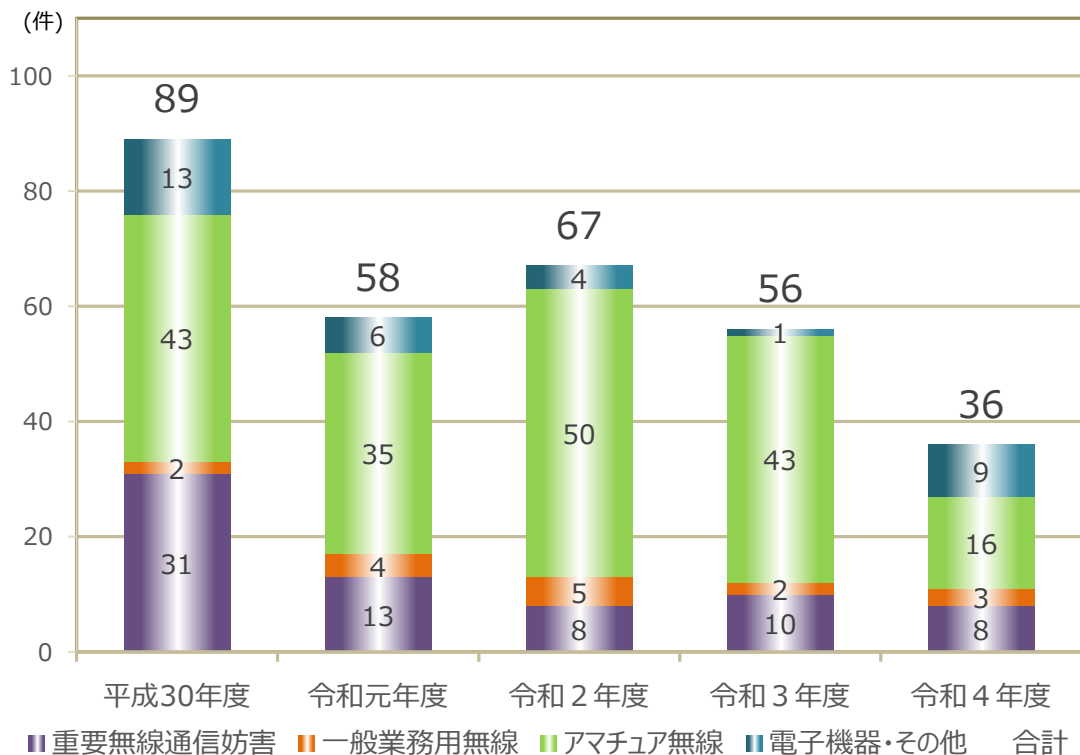
令和3年10月、高松市の放送事業者から監視用モニタにアラームが発生すると申告を受け、DEURAS-Dによる初動調査及び現地での混信源調査を実施した。

調査の結果、混信源は業務用無線からの不要発射が原因と判明したため、免許人に当該設備の使用中止を求め混信源を排除した。

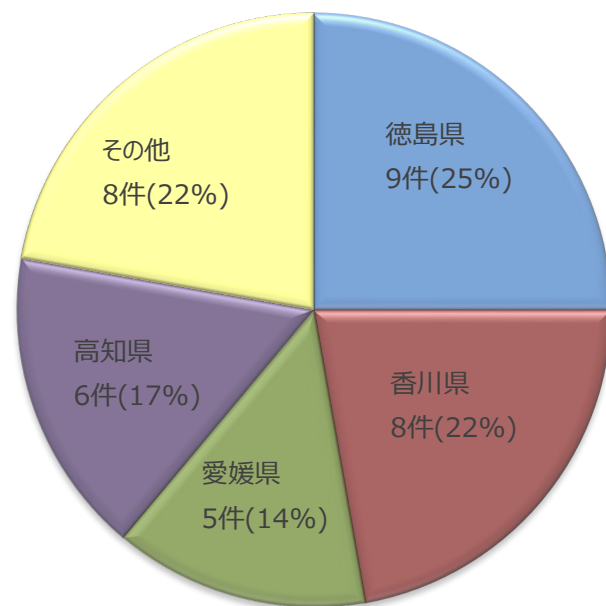


- 電気通信業務や放送業務、人命・財産保護や治安の維持、電気の供給や列車の運行などの重要無線通信に対する妨害をはじめ、各種の無線通信に対する混信について、申告があった場合には迅速に対応し、混信等の原因の排除に努めている。
- 不法無線局やルール違反、無線局による他の無線局に対する混信等に係る申告や電子機器の普及による各種機器の誤動作など、不要な電波による障害に係る申告にも速やかに対応している。
- 令和4年度は36件（うち、重要無線通信妨害は8件）の申告に対応した。（令和4年12月末現在）

四国地域における混信申告件数の推移



令和4年度県別申告件数



※ グラフはいずれも令和4年12月末現在

捜査機関との不法無線局の共同取締り

- 第五管区海上保安本部徳島海上保安部と共同で鳴門市沖の海上及び鳴門市周辺の漁港において不法無線局の取締りを実施し、免許を受けずに漁業用無線局等を開設していた疑いで漁船の運航者2名を摘発した。
- 高知県宿毛警察署と共同で宿毛市内国道56号線において不法無線局の取締りを実施し、免許を受けずに自家用車にアマチュア無線局を開設していた疑いで1名を摘発した。



徳島海上保安部との共同取締りの様子
(令和4年8月)

小型船舶（漁船・プレジャーボート）の不法無線局対策の取り組み

- 小型船舶においては、船舶の安全航行や漁業通信を目的に無線電話やレーダーなどの無線設備を設置している。しかし、一部の小型船舶の使用者において、無線設備の免許手続きなしに運用（不法無線局等）している事例が見受けられる。このような不法無線局への対策として漁港に出向き、アンテナ等を設置している船舶を調査し、当該船舶所有者に対し、免許の取得や無線設備の撤去を文書により指導している。
- 令和4年度の実施状況(※令和5年2月現在)
 - ・ 管内で5隻の不法・違反無線局を正常化。



漁港でのアンテナ設置状況調査の様子

第1部 四国総合通信局の重点施策

2 安心・安全なICT利用環境確保

(1) サイバーセキュリティの強化

(2) 安心・安全な電気通信サービス利用環境等の確保

(3) 重要無線妨害への混信妨害対策

(4) 安心・安全な電波利用環境の確保

安心・安全な電波利用推進のための周知・啓発、技術基準不適合設備の流通抑止などの取組を強化します。また、四国地域の医療関係機関と連携し、「四国の医療機関における電波利用推進協議会」の活動への支援や協働を通じて、医療分野における電波利用を促進します。

電波利用環境保護の意識を高めるための周知・啓発を行うことにより、電波利用マナー やモラルの向上を図ります。

- 電波利用環境保護周知啓発強化期間（6月1日～10日）
公共機関・団体等でのポスターの掲出
地方新聞への広告掲載、電車・バスでの中吊り広告
- 各種イベントでのPRや子供向けの電波教室でのリーフレットの配布



親子電波教室
(さぬきこどもの国、令和4年7月開催)

- 動画や音声コンテンツによる周知活動

擬人化した四国各県の産品と無線機の方角によるやり取りを通して、親しみやすく、記憶に残る映像コンテンツを制作し、CM音源やインターネット配信用のコンテンツとして、無線機の使用に際して「技適マーク」の確認を呼びかけました。

- ・インターネット配信用として使用
総務省動画チャンネル (YouTube) 公開
(4県一括、時間尺80秒)

<https://youtu.be/O2ZBflhgIEE>

- ・インターネット広告として使用
インターネット広告 (リスティング広告) として使用
広告期間：令和5年2月

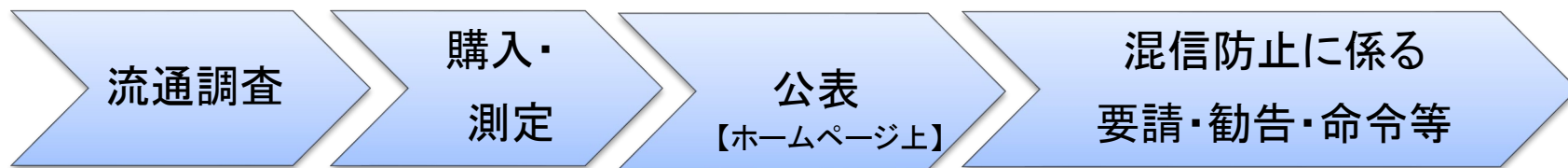
- ・ラジオCMの音源として使用
四国管内のラジオ放送局 (15局) が実施したスポットCMの素材として使用
放送期間：令和4年11月

●動画コンテンツ 絵コンテ(香川版)



- 発射する電波が電波法に定める「著しく微弱」の基準内にあつて免許が不要な無線設備である等と称しているにもかかわらず、実際には「著しく微弱」の基準を満たさず、総務大臣の免許が必要な無線設備が市場に流通し、他の無線局に混信その他の妨害を与える事例が発生している。
- このため、総務省では、「著しく微弱」の基準内にあるとして販売されている無線設備を市場から購入し、その電波の強さが基準を満たしているかどうかの測定を行い、その結果、基準を満たしていなかった無線設備の情報を公表する等の取組を平成25年度から実施している。
- 本取組は、一般消費者が基準を満たさない無線設備を購入・使用して電波法違反（無線局の不法開設）となることや他の無線局に混信その他の妨害を与えることを未然に防止することを目的としている。

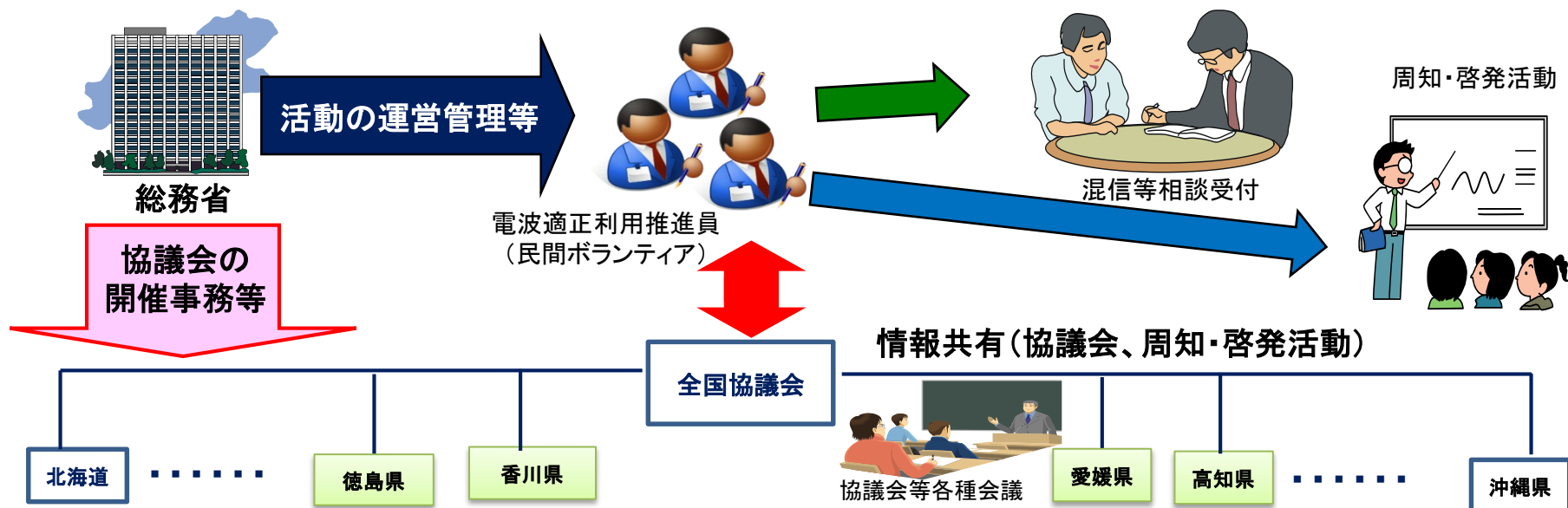
【無線設備試買テストの流れ】



- * 大型家電量販店、自動車用品量販店、ホームセンター、無線機販売店等の店頭やインターネット上で対象の無線設備を調査、購入、測定の実施
- * 測定の結果、基準不適合設備については、製造業者又は輸入業者の名称、無線設備の型名・名称、用途、設備の写真等の情報を電波利用ホームページ上で周知・公表
 - ・ 無線設備試買テストの測定結果の公表
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>

● 「電波適正利用推進員」とは

- 1 総務省が行う電波監視活動とあわせて、地域社会の特性を踏まえた、常日頃から草の根活動を通して、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するため、電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間のボランティア
- 2 国と民間ボランティアが一体となって電波の適正利用を推進するために、平成9年度に制度を創設し、令和5年3月現在、四国では32人体制で、周知啓発活動に重点を置いて活動を展開



電波適正利用推進員の主な活動

- 周知啓発活動
 - ・ 電波の正しい利用の必要性について、地域の方々に理解を求めため、電波教室等の周知啓発活動
- 総合通信局長への協力
 - ・ 不法無線局等の情報提供、基準不適合無線設備等のインターネットショッピング・オークション調査

技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン

電波法で無線機器の製造業者、輸入業者、販売業者に対しては、技術基準に適合しない無線機器（技術基準不適合機器）の製造、輸入、販売をしないよう努力義務が課せられています。しかしながら、依然として多くの技術基準不適合機器が製造、輸入、販売されていることから、無線機器の製造業者、輸入業者、販売業者の取組内容を明確化するとともにインターネットショッピングモール運営者の自主的な取組を明記しています。

- 無線機器の製造・輸入・販売業者の主な努力義務
 - ・無線機器の技術基準への適合性確認
 - ・技術基準不適合機器の取り扱いの排除
 - ・技術基準不適合機器リストにある無線機器の不輸入・不販売 等

技術基準不適合設備の流通抑止の取組

電波法の基準を満たさない設備が重要な無線局に妨害を与えてしまう事例も発生しています。

技術基準不適合設備の排除の取組として、技術基準不適合無線機器の流通防止のためのガイドラインに沿った適正な無線設備の取扱いについて、無線設備等を取り扱う販売業者等に要請を行っています。



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

国民生活の安心・安全のため

健全な電波利用社会の実現にご協力をお願いします。

無線設備の製造業者・輸入業者・販売業者の皆様へ
適正な無線設備の取扱いをお願いします。

無線設備を取扱う業者には、基準不適合無線設備（我が国の技術基準に適合しない無線設備）の製造・輸入・販売を行わないよう努力義務^{※1}が課されています。

総務省では、努力義務の具体的な内容について「技術基準不適合無線機器の流通抑止に係るガイドライン」を作成・公表していますので、詳しくは、総務省電波利用HP（<http://www.tele.soumu.go.jp>）をご覧ください。

基準不適合設備を取扱っている場合、勧告・公表・命令^{※1}の対象となります。

製造・輸入・販売業者向けリーフレット（抜粋）

電波の安全性に関する調査研究と周知啓発

- 総務省では、電波防護に関する制度や電波の性質、生体への影響などについて解説した資料を作成しています。
- 電波が人体に与える影響については、我が国を含め、全世界的に見てこれまで50年以上の研究の蓄積があります。これらの科学的知見を基に、十分に大きな安全率を考慮した基準である「電波防護指針」が策定されています。ここで定められている基準値は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）等が策定している基準値と同等のものであり、我が国のみならず世界各国で活用されています。
- この基準値を満たしていれば、人間の健康への安全性が確保されるというのが、世界保健機関（WHO）やICNIRP等の国際機関をはじめ国際的な考えとなっています。



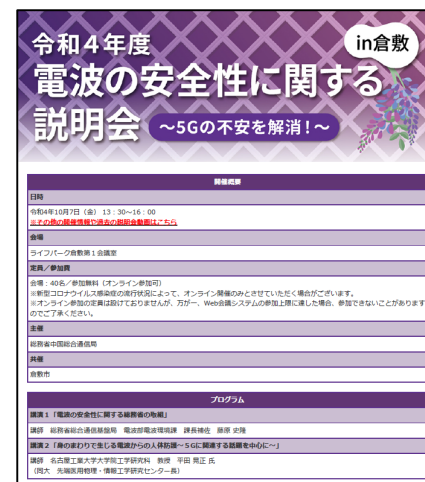
パンフレット「電波と安心な暮らし」知っておきたい身近な電波の知識(総務省電波利用ホームページ)

https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ele/body/emf_pamphlet.pdf

電波の安全性に関する啓発(説明会の開催等)

昨今、スマートフォンや無線LANなどが普及し、国民生活や社会経済活動に不可欠なものとなっている一方で、電波の安全性について不安や懸念をもたれる方もおられます。総務省では、スマートフォン等の携帯電話や無線LANなどの機器が発する電波の安全性について正しい理解を深めるため、電波による人体や健康への影響に関する分野の専門家がわかりやすく解説する「電波の安全性に関する説明会」を開催しています。

- 令和4年度電波の安全性に関する説明会
 - ・開催日：令和4年10月～令和5年2月（全6回）
 - ・開催場所：オンライン及び全国6カ所
 - 講演1：「電波の安全性に関する総務省の取組」
 - 講演2：「身のまわりで生じる電波からの人体防護～5Gに関連する話題を中心に～」



他 電波の安全性に関する説明会
(オンライン配信)

医療機関における電波利用に関する取組

四国総合通信局では、医療関係者を対象とした説明会の開催やハンズオンセミナー開催への支援などを通して医療機関における電波利用の周知・啓発に努めています。

- 医療機関において安心・安全に電波を利用するための説明会（総務本省主催）※ 全3回
「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き(改定版)」(電波環境協議会)を中心に、病院内における電波を利用した医用機器の適正な利用、電波の医療機器への影響事例や課題を紹介
- ハンズオン支援（講師派遣）
 - ・ 徳島県臨床工学技士会（令和4年9月リモート派遣）
 - ・ 愛媛県臨床工学技士会（令和5年1月リモート派遣）
 - ・ K K R 高松病院（令和5年2月現地派遣）

医療機関において安心・安全に電波を利用するための説明会

参加費無料

電波環境協議会から2021年7月に公表された「医療機関における安心・安全に電波を利用するための手引き(改定版)」及び、日本電験学会から7月に公表された「日本電験学会電機基準 医療機関における電波利用機器に配慮した建築ガイドライン(旧解説-活用シナリオ)-」を中心に、病院内における電波を利用した医用機器の適正な利用、電波の医療機器への影響事例や課題を紹介し、わかりやすく解説します。

※なお、本説明会はコロナ禍を考慮し、オンデマンド配信により開催しますので、インターネットを通して見る事も可能となっております。

配信期間 令和4年9月5日(月) 9:00~10月3日(月) 17:00

対象 医師・看護師・臨床工学技士など医療機関に就業する方、医用電機機器製造・販売の方、医用電機事業者、医療施設建築業者など医療機関において電波利用に関わる方

講演

①「医療機関における安心・安全な電波利用一手引き(改訂版)の概要」
講師：日本電験学会 理事 藤田 隆夫 氏

②「医療機関における電波利用機器に配慮した建築ガイドライン(旧解説-活用シナリオ)-」
講師：愛媛県臨床工学技士会 専攻教授 松本 浩 氏

③「医療機関における電波利用機器に配慮した建築ガイドライン(旧解説-活用シナリオ)-」
講師：大成建設株式会社 建築 野矢 誠 氏

※本セミナーは、以下の任意科目の更新の必要のポイント、産出の取得対象となっております。

④ 医療機関情報セキュリティ 知識促進制度 (5ポイント)
⑤ 特定分野セキュリティ実務制度 (10点) ⑥ 情報セキュリティ専門認定士制度 (5点)
※本セミナーは、認定試験に合格すると、申請を受理した時点で、自動的にポイントが加算されます。
※本セミナーは、認定試験に合格すると、申請を受理した時点で、自動的にポイントが加算されます。

お申し込み方法 参加費無料
参加申込み URL: <https://omc.co.jp/riryō-denpa/input.html>

申し込み期限 令和4年9月22日(木)

主催：総務省

医療説明会
(オンデマンド配信)

四国の医療機関における電波利用推進協議会

四国管内においては、「四国の医療機関における電波利用推進協議会」（平成29年9月設立、令和2年6月に四国4県に組織拡大。）により、医療機関における電波利用機器の安心・安全な利用及びICTの実装・利活用の推進を図るための活動を展開しています。

【組織概要】（令和5年3月現在）

会長：木村 映善 愛媛大学大学院医学系研究科医療情報学 教授
 副会長：横井 英人 香川大学医学部附属病院 医療情報部 教授
 構成員：42団体（四国4県の医師会、臨床工学技士会、看護協会、
 医療機器メーカー、通信事業者ほか）／構成員45名（オブザーバ含む）
 事務局：四国総合通信局 電波利用環境課

- 四国の医療機関における電波利用推進協議会 総会・勉強会（令和4年9月）
「医療分野におけるICT活用の最新課題」
～サイバー攻撃と戦った2か月間。ランサムウェア被害の実態と医療従事者としてなすべき対策～



令和元年度総会の模様
(令和4年度はリモート開催)